

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝倉市長 林 裕二

市町村名 (市町村コード)	朝倉市 (40228)
地域名 (地域内農業集落名)	大福 (石成、立出、十文字、田中、善光寺、乙王丸、上ノ原、三寺、中央、小塚、大角、余名持、西入地、東入地、中町、東中町、多々連、上寺、東長洲、西長洲)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、朝倉市の南部に位置する平野部であり、営農集団や法人による水稻・大豆・麦を始め、全国でも有名な「博多万能ねぎ」や全国シェア8割の「紅たで」など施設園芸作物が盛んである。

(石成・大庭北部地区)

- ・後継者がおらず、後継者を集めるためには2世帯分の収入が必要。収益性の高い作物を作っている方のみ後継者がいる。
- ・水路補修はある程度できているが、排水路を大きくしないと大雨の被害が起きる。また、一部地区では排水がない。
- ・最低50aになるように整備しないと、大きい機械が入らず効率が悪い。

(入地北部地区)

- ・付近の水は新立川に流れ、それをポンプアップして上流に戻しているため水不足になることはない。
- ・市外の農家が入ってきているが、水利や草刈りに参加しないなどの問題がある。
- ・水路や道が狭く、機械が入らない。
- ・区画の整理を行いたい、金額の問題で厳しい。
- ・土地の入れ替えについて市外の耕作者含めて集めて話をしていく必要がある。
- ・米の値段が安い、価格が上がらないと作り手はいない。
- ・米麦、畑に向いている土地があるため、そこでまとまっていければいい。
- ・後継者がいない。

(入地南部・多々連地区)

- ・農地1枚のサイズが小さいため、大きくしていかないと難しい。
- ・ほ場整備地の中心部は問題無いが、道沿いなどの農地が不成形なため、水の便が悪い。
- ・農業振興地域に指定されている地域は、除外の手続きも簡単できないため、地域外から来た人が住宅を建てるのが容易にできない。
- ・米の価格が低い、ため集約しても儲からない。
- ・ファームの後継者が不足している。
- ・儲かる経営モデルを考えていく必要がある。
- ・畔草の管理が重労働。

(田中、上寺、長洲地区)

- ・機械の新規導入に対する補助事業はあるが、更新に対しての補助がないため、更新費用が高い。
- ・米の価格が低い。
- ・法人や営農組織に後継者がいないが、営農組織を継続させるしかない。
- ・ファームにおいて、少人数で大規模に出来る体制作りをしていく必要がある。
- ・他産業においては、原材料費が上がれば価格に反映されるが、農産物に関しては反映されない。
- ・市外で水害に遭っている農家が入り作できている。
- ・(農)あさくら上寺ファームにおいては、10年後は構成員がほとんどいなくなるため、近くのファームにお願いすることになるかもしれない。

(大庭南部地区)

- ・人・農地プラン時の課題のとおり(農産物価格の低迷、機械・資材の価格高騰。後継者が少ない。筑後川沿いは水害が多い。)
- ・10年後には今している人達も高齢でできなくなるが、後継者がいない。
- ・農繁期の人手不足。臨時雇用しても機械に乗れないなどの課題がある。
- ・地区内で作付ができなくなった人の分は、地区内で分散して作付けカバーしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(石成・大庭北部地区)
・水害対策として水路の拡大、見直しを行い、ハウスや田等のゾーニングを検討する。
(入地北部地区)
・水田に向けた土地、畑に向けた土地に分けて、耕作者に集約していく。
(入地南部・多々連地区)
・次世代のことを考えて、基盤整備事業等の活用で農地の大区画化を行い、作業性の向上を目指す。
(田中、上寺、長淵地区)
・地区外の農業者も含めた農地利用を行う。
・少人数で大規模に経営できる組織作りを行う。
(大庭南部地区)
・地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	878 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	777 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
(石成・大庭北部地区)
・施設園芸(ネギ)の認定農業者等の担い手により農地の集約化が行われており、今後これらの担い手による農地利用を行う。
(入地北部地区)
・地域内の全ての耕作者を集め、農地利用・集約について協議を行っていく。
(入地南部・多々連地区)
・営農集団及び大規模経営や施設園芸の認定農業者の他、地域で今後の農地を担う者も担い手として位置付け、これらの担い手による農地の利用・集積を行っていく。
(田中・上寺・長淵地区)
・他地区の生産者も含め、担い手や営農組織等への農地の集約を行う。
(大庭南部地区)
・営農集団及び大規模経営や施設園芸の認定農業者などの担い手により農地の集約化が行われているため、今後もこれらの担い手による農地利用・集約を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
(石成・大庭北部地区)
・地域全体を農地バンクに貸し付けて、段階的に集約化する。
(入地北部地区)
・農地中間管理機構をとおして、担い手へ農地の集約を行う。
(入地南部・多々連地区)
・農地中間管理機構を活用して、担い手の経営意向を踏まえた段階的な集約を進める。
(田中・上寺・長淵地区)
・農地中間管理機構をとおして、段階的な農地の集約を行っていく。
(大庭南部地区)
・地区内で作付が出来なくなった場合は、分散して作付をすることで農地の空きをなくしていく。

<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>(石成・大庭北部地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大半の地区ではほ場整備が完了しているが、区画が小さいところがあるため、畔きり等の区画整備を検討していく。 <p>(入地北部地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔除去も含めた基盤整備事業を検討していく。 <p>(入地南部・多々連地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備事業等の活用で農地の大区画化を行い、作業性の向上を目指す。 <p>(田中・上寺・長淵地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内のほ場整備が完了しているが、老朽化しているため、改修や再整備が必要。実施について協議していく。 <p>(大庭南部地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大半の地区ではほ場整備が完了している。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>(石成・大庭北部地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米麦よりも野菜を中心に担い手の育成を検討する。 <p>(入地北部地区)(入地南部・多々連地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営体の確保について継続協議を行っていく。 <p>(田中・上寺・長淵地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益があり、十分な給料を出せるような経営者を育成する。 ・複合品目導入を目指した担い手の確保を行う。 <p>(大庭南部地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>(石成・大庭北部地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業について検討をしていく。 <p>(入地北部地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農集団で刈り取り、植え付けを受託しており、継続していく。耕作面積が増えれば集約の協議を行っていく。 <p>(入地南部・多々連地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファームへ大豆の収穫、営農集団へ箱苗の作成及び施肥を委託しており、今後も継続する。しかし、構成員の状況を見ながら今後については検討していく。 <p>(田中・上寺・長淵地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファームや営農集団へ委託を進める。 <p>(大庭南部地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農組合がファームに対して委託を行っており、継続して行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>(入地北部地区)</p> <p>①カラスやアライグマ、ハクビシンなどによる被害があり、犬の鳴き声を出す機械などを設置して対策している。カラスについては更なる対策が必要。</p> <p>(入地南部、多々連地区)</p> <p>①カモによる鳥害があり、釣り糸を張るなどの対策を行っていく。</p> <p>(田中・上寺・長淵地区)</p> <p>①麦のカモによる鳥害がある。また、タヌキやアライグマによるハウスの破損などの被害があるため、対策を講じていく。</p> <p>(大庭南部地区)</p> <p>①麦のカモによる鳥害がある。また、タヌキやアライグマによりブドウにも被害があるため、対策を講じていく。</p>
--